

石炭鉱業年金基金定款

令和6年4月1日

石炭鉱業年金基金

石 炭 鉱 業 年 金 基 金 定 款

昭和 4 2 年 9 月 2 9 日 認 可
昭和 4 2 年 1 0 月 2 日 施 行

一 部 変 更

昭和 4 7 年 9 月 3 0 日 認 可
昭和 4 7 年 1 0 月 1 日 施 行

昭和 4 9 年 9 月 3 0 日 認 可
昭和 4 9 年 1 0 月 1 日 施 行

昭和 4 9 年 1 2 月 1 6 日 認 可
昭和 5 0 年 1 月 1 日 施 行

昭和 5 1 年 1 0 月 8 日 認 可
昭和 5 1 年 1 0 月 1 日 適 用

昭和 5 2 年 1 0 月 2 0 日 認 可
昭和 5 2 年 1 0 月 1 日 適 用

昭和 5 3 年 6 月 9 日 認 可
昭和 5 3 年 4 月 1 日 適 用

昭和 6 1 年 5 月 1 5 日 認 可
昭和 6 1 年 4 月 1 日 適 用

昭和 6 3 年 1 月 2 9 日 認 可
昭和 6 2 年 1 0 月 1 日 適 用

平成 4 年 5 月 1 5 日 認 可
平成 4 年 5 月 1 日 適 用

平成 7 年 1 月 2 3 日 認 可
平成 6 年 1 1 月 9 日 適 用

平成 11 年 3 月 29 日認可
平成 11 年 4 月 1 日適用

平成 12 年 4 月 21 日認可
平成 12 年 4 月 30 日施行

平成 14 年 3 月 27 日認可
平成 14 年 3 月 27 日施行

平成 14 年 12 月 13 日認可
平成 14 年 12 月 13 日施行

平成 17 年 3 月 31 日認可
平成 17 年 4 月 1 日適用

平成 20 年 6 月 19 日認可
平成 20 年 4 月 1 日適用

平成 25 年 3 月 6 日認可
平成 25 年 4 月 1 日適用

平成 26 年 6 月 6 日認可
平成 26 年 4 月 1 日適用
平成 26 年 5 月 30 日適用

平成 27 年 10 月 5 日認可
平成 27 年 10 月 1 日適用

令和 2 年 11 月 16 日認可
令和 2 年 12 月 1 日適用

令和 6 年 4 月 16 日認可
令和 6 年 4 月 1 日適用

石炭鉱業年金基金定款目次

第1章	総則（第1条～第4条）	1
第2章	会員（第5条～第9条）	1
第3章	総会及び総代会	2
第1節	総会（第10条～第21条）	2
第2節	総代及び総代会（第22条～第27条）	5
第4章	役員及び職員（第28条～第39条）	6
第5章	運営審議会（第40条～第46条）	8
第6章	坑内員（第47条～第53条）	9
第7章	年金たる給付及び一時金たる給付	11
第1節	通則（第54条～第60条）	11
第2節	坑内員に関する給付	13
第1款	年金給付（第61条～第64条）	13
第2款	一時金たる給付（第65条～第65条の6）	14
第3節	削除（第66条～第70条の3）	17
第4節	給付の制限（第71条・第72条）	17
第8章	福祉施設（第72条の2）	17
第9章	費用の負担（第73条～第78条）	17
第10章	財務及び会計（第79条～第83条）	18
第11章	情報開示（第83条の2）	20
第12章	雑則（第84条・第85条）	20
附則		21

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この石炭鉱業年金基金（以下「基金」という。）は、石炭鉱業年金基金法（昭和 42 年法律第 135 号。以下「法」という。）に基づき、坑内員の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって坑内員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与し、あわせて坑内員の雇用の安定的確保に資することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この基金は、石炭鉱業年金基金という。

(事務所の所在地)

第 3 条 基金の事務所は、次の場所に置く。

北海道釧路市北大通 12 丁目 1 番地 4

(公告の方法)

第 4 条 基金において公告しなければならない事項は、事務所の掲示板に文書をもつて掲示し、かつ、必要があるときは、官報に掲載する。

第 2 章 会 員

(会員の範囲)

第 5 条 基金の会員は、石炭鉱業を行なう事業場であつて、坑内において石炭を採掘する事業を行うもののうち、厚生年金保険の適用事業所であるもの（以下「石炭鉱業事業所」という。）の事業主とする。

(会員の資格取得の時期)

第 6 条 会員は、次の各号の一に該当するに至つた日に、会員の資格を取得する。

(1) 会員の事業場であつて、石炭鉱業を行なうものが、厚生年金保険の適用事業所となつたとき。

(2) 会員の事業場であつて、厚生年金保険の適用事業所であるものが、坑内において石炭を掘採する事業を行なうに至つたとき。

(会員の資格喪失の時期)

第 7 条 会員は、次の各号の一に該当するに至つた日に、会員の資格を喪失する。

(1) 会員の事業場であつて、石炭鉱業を行なうもののすべてが、厚生年金保険の適用事業所でなくなつたとき。

(2) 会員の事業場であつて、厚生年金保険の適用事業所であるもののすべてが、坑内において石炭を掘採する事業を行なうのをやめたとき。

(会員の届出)

第8条 新たに基金の会員となつた者は、5日以内に、その旨及び次の各号に掲げる事項を基金に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所
- (3) 石炭鉱業事業所の名称及び所在地
- (4) 会員の資格を取得した年月日
- (5) その他基金が必要と認める事項

2 会員は、次の各号の一に該当するときは、5日以内に、基金に届け出なければならない。

- (1) 前項の規定により届け出た事項に変更があつたとき。
- (2) 石炭鉱業の一部を休止し、又は廃止したとき。

3 基金の会員でなくなつた者は、5日以内に、その旨及び次の各号に掲げる事項を基金に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所
- (3) 石炭鉱業事業所の名称及び所在地
- (4) 会員の資格を喪失した年月日
- (5) その他基金が必要と認める事項

(会員名簿の備えつけ)

第9条 基金は、会員に関する名簿を備え、これに会員の氏名又は名称、住所、資格の取得及び喪失の年月日その他別に定める事項を記録しなければならない。

第3章 総会及び総代会

第1節 総 会

(総 会)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度2回、2月及び5月を常例として、理事長が招集する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に、理事長が招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 会員が、総会員の3分の1以上の同意を得て、会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したとき。

4 理事長は、前項第2号の規定による請求があつたときは、その請求があつた日から20日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

(総会招集の手續)

第11条 理事長は、総会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して前10日目に当たる日が終わるまでに、会員に対して、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を記載した通知書を送付するほか、当該事項を公告するものとする。

2 総会において、役員又は総代の選挙を行なう場合には、前項の通知書に第25条第2項(第30条において準用する場合を含む。)の規定により届出のあつた立候補者及び被推薦者の氏名又は名称を記載しなければならない。

(議決権及び選挙権の個数)

第12条 総会における会員の議決権又は選挙権の個数は、それぞれの議決又は選挙が行なわれる日の属する月の当該会員に係る掛金の額の算定の基礎となる石炭の総量10万トンまでごとに1個とする。

(代理人)

第13条 会員は、第11条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行使することができる。

2 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

3 代理人は、5人以上の会員を代理することができない。

4 代理人は、代理権を証する書面を基金に提出しなければならない。

(定足数)

第14条 総会は、出席した会員の議決権の総数が総会員の議決権の数(第17条の規定により議決権を行使することができない会員の議決権の総数を除く。)の2分の1以上でなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(総会の議事)

第15条 総会の議長は、理事長をもつて充てる。

2 総会の議事は、次項に規定する場合を除き、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 定款の変更の議事は、出席した会員の議決権の3分の2以上の多数で決する。

4 総会においては、第11条の規定によりあらかじめ通知した事項につい

てのみ議決することができる。

(緊急議案)

第16条 総会においては、前条第4項の規定にかかわらず、出席した会員の議決権(書面又は代理人をもつて議決権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意があつたときは、第11条の規定によりあらかじめ通知した事項以外の事項について議決することができる。

(会員の除斥)

第17条 会員は、特別の利害関係のある事項については、総会の議事に加わることができない。ただし、総会の同意があつた場合は、会議に出席して発言することができる。

(会議の続行又は延期)

第18条 総会の会日は、総会の議決により、これを続行し、又は延期することができる。

2 前項の規定により続行され、又は延期された総会の会議には、第11条の規定を適用しない。

(総会の議決事項)

第19条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 毎事業年度の予算及び事業計画
- (3) 毎事業年度の決算及び業務報告
- (4) 借入金
- (5) 重要な権利の放棄
- (6) 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
- (7) 法第13条第4項の規定による請求
- (8) 役員解任
- (9) 業務上の余裕金のうち年金経理に係る資産の運用(以下「年金資産運用」という。)の基本方針
- (10) 第21条、第25条第6項、第36条第5項、第81条第3項及び第83条に規定する事項
- (11) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の会議録)

第20条 議長は、総会の会議について、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 会員数及び出席者数
- (3) 総会員の議決権数

- (4) 出席した会員の議決権数及び選挙権数
 - (5) 出席した会員の氏名又は名称、書面の提出によつて出席者とみなされた会員の氏名又は名称、代理出席を委任した会員の氏名又は名称及び委任を受けた会員又は代理人の氏名又は名称
 - (6) 議事の経過の要領
 - (7) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- 2 前項の会議録には、議長及び会員が署名しなければならない。
（総会の会議規則）

第21条 この章に定めるもののほか、総会に関し必要な事項は、総会が別に定める。

第2節 総代及び総代会

（総代会）

第22条 基金に、総代会を置く。

（総代の定数）

第23条 総代の定数は、40人とする。

（総代の任期）

第24条 総代の任期は、2年とする。ただし、補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

（総代の選挙）

第25条 総代は、会員であつて、立候補し、又は推薦を受けた者のうちから、総会において選挙する。

2 前項の規定による立候補者又は候補者を推薦した者は、総会の開会の日の前日から起算して前20日目に当たる日が終わるまでに、基金に対して、立候補した旨又は被推薦者の氏名若しくは名称を届け出なければならない。

3 総代の選挙は、記名投票により行なう。

4 第1項の規定にかかわらず、補欠の総代は、無記名投票により、総代会において選挙することができる。

5 前2項の規定にかかわらず、総代の選任は、出席者中に異議がないときは、指名推薦の方法によつて行なうことができる。

6 前各項に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、総会が別に定める。

（議決権及び選挙権の個数）

第26条 総代は、総代会において各1個の議決権及び役員又は総代の選挙

権を有する。

(準用規定)

第27条 第10条及び第11条の規定は、総代会の招集について、第13条の規定は、総代会における総代の議決権及び選挙権について、第14条から第19条までの規定は、総代会の議事について、第20条の規定は、総代会の会議について、第21条の規定は、総代会の会議規則について、それぞれ準用する。この場合において、第13条第3項中「5人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第28条 基金に、役員として理事7人以内及び監事2人以内を置く。

2 理事のうち、1人を理事長とし、理事において互選する。

3 理事のうち、1人を常務理事とし、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちから指名する。

4 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

(役員の任期)

第29条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 役員は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であつても後任者が就任するまで、その職務を行なう。

(準用規定)

第30条 第25条の規定は、役員の選挙について準用する。この場合において、同条第1項中「会員」とあるのは「会員（法人にあつては、その代表者とする。）又は特別の事情があるときは会員以外の者」と、同条第2項中「氏名若しくは名称」とあるのは「氏名」と、同条第3項中「記名投票により」とあるのは「総会において行なう場合には、記名投票により、総代会において行なう場合には、無記名投票により」と、それぞれ読み替えるものとする。

(理事会の構成)

第31条 基金に理事会を置き、理事をもつて構成する。

2 理事会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

(理事会の招集)

第32条 理事長は、必要に応じ理事会を招集する。

2 理事長は、理事会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して前7日目に当たる日が終わるまでに、理事に対して、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を記載した通知書を送付するものとする。

(理事会の議決事項)

第33条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会又は総代会の招集及び総会又は総代会に提出する議案
- (2) 常務理事の選任及び解任の同意
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 法第13条第2項の規定による理事長の専決処分
- (5) 第38条、第39条及び第85条に規定する事項
- (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第34条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、理事長が決する。

3 理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面により、理事会に加わることができる。

(準用規定)

第35条 第20条の規定は、理事会の会議について準用する。この場合において、同条第7号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(役員職務)

第36条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。

3 理事長は、その執行すべき業務の一部を常務理事に委任することができる。

4 監事は、基金の業務を監査する。

5 監事を行なう監査についての細目は、総会が別に定める。

(役員職務)

第37条 理事及び監事は、法令、定款、規程及び総会の決議を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員報酬等)

第38条 役員報酬、退職手当及び運営審議会の委員の手当又は費用の弁償に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(職員)

第39条 基金に必要な職員を置き、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第5章 運営審議会

(運営審議会)

第40条 基金に、運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項を審議し、当該事項に関し、理事長に意見を述べるものとする。

(諮問)

第41条 理事長は、基金の業務の運営に関しては、その重要事項につき、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

(組織)

第42条 審議会は、委員5人をもつて組織する。

(委員)

第43条 委員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

2 理事長は、前項の委員を委嘱したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第44条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第45条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を行なう。

(雑則)

第46条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

第6章 坑内員及び坑外員

(用語の定義)

第47条 この定款において、次に掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

坑内員 石炭鉱業事業所において会員に使用される厚生年金保険の被保険者（鉱業法（昭和25年法律第289号）第4条に規定する事業の事業場に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者であつて、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第2条の5第1項第2号に規定する第2号厚生年金被保険者（第47条第2号において「第2号厚生年金被保険者」という。）及び同法第2条の5第1項第3号に規定する第3号厚生年金被保険者（第47条第2号において「第3号厚生年金被保険者」という。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第5条第13号に規定する第4種被保険者及び同条第14号に規定する船員任意継続被保険者のいずれでもないものに限る。以下「厚生年金保険の船員以外の第3種被保険者」という。）たる労働者をいう。

(坑内員の資格取得及び資格喪失の時期)

第48条 坑内員は、次に各号の一に該当するに至つた日に、坑内員の資格を取得する。

- (1) 石炭鉱業事業所において、会員に使用されるに至つたとき。
- (2) その使用される事業場の事業主が、会員となつたとき。
- (3) 会員に使用される者が、厚生年金保険の船員以外の第3種被保険者となつたとき。

2 坑内員は、次の各号の一に該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日にさらに前項に該当するに至つたとき、又は厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したことにより、第4号に該当するに至つたときは、その日）に、坑内員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 石炭鉱業事業所において、会員に使用されなくなつたとき。
- (3) その使用される事業場の事業主が、会員でなくなつたとき。
- (4) 会員に使用される者が、厚生年金保険の船員以外の第3種被保険者でなくなつたとき。

第49条 削除

(坑内員期間)

第50条 坑内員であつた期間(以下「坑内員期間」という。)を計算する場合には、月によるものとし、坑内員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するものとする。

2 坑内員の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を1月として坑内員期間に算入する。ただし、その月にさらに坑内員の資格を取得したときは、この限りでない。

3 坑内員の資格を喪失した後、さらに坑内員の資格を取得した者については、前後の坑内員期間を合算する。

第51条 削除

第52条 削除

(過去勤務期間)

第53条 基金が成立した日において坑内員の資格を取得した者に係る基金が成立した日以前の期間のうち、次の表の左欄に掲げる期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間として用いるものとする。

石炭鉱業事業所の事業主に使用されていた昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「改正前の厚生年金保険法」という。)第3条第1項第5号に規定する第3種被保険者であつた期間	坑内員期間
削除	削除

2 基金が成立した日において次の各号の一に該当する者であつて、基金が成立した日後に坑内員の資格を取得したものに係る基金が成立した日以前の期間のうち、前項の表の左欄に掲げる期間についても、前項と同様とする。

- (1) 会員に使用される者であつて、石炭鉱業事業所以外の事業所に勤務するもの
- (2) 会員に使用される者であつて、令第12条の規定する業務に従事するもの
- (3) もつぱら労働組合の業務に従事するため休職中である者
- (4) もつぱら公職に従事するため休職中である者

3 基金が成立した日において会員に使用されていない者であつて、昭和34年12月18日から基金が成立した日の前日までの間に閉山又は合理

化によりやむをえず退職したもののうち、昭和42年12月31日までの間に坑内員の資格を取得したものに係る基金が成立した日前の期間のうち、第1項の表の左欄に掲げる期間についても、同項と同様とする。

第7章 年金たる給付及び一時金たる給付

第1節 通 則

(給付の種類)

第54条 基金が支給する年金たる給付（以下「年金給付」という。）及び一時金たる給付は、次のとおりとする。

- (1) 坑内員老齢年金
- (2) 坑内員死亡一時金
- (3) 坑内員脱退一時金

(業務委託)

第54条の2 基金は、前条各号に掲げる年金及び一時金の給付に必要な業務の一部を委託することができる。

(裁定)

第55条 年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定する。

(端数処理)

第55条の2 一時金たる給付を受ける権利を裁定する場合において、一時金たる給付の額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

(支給期間及び支払期月)

第56条 年金給付の支給は、年金給付を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は支給しない。

3 年金給付は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期に、それぞれの前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金給付又は権利が消滅した場合若しくは年金給付の支給を停止した場合におけるその期の年金給付は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

第57条 削除

(死亡一時金の支払の調整)

第57条の2 年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したに

もかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき坑内員死亡一時金があるときは、当該坑内員死亡一時金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

（遺族）

第58条 坑内員死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者（第65条第1項又は第70条第1項の規定に該当する者に限る。）の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第1項及び第3項において同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

2 坑内員死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、前項の順位によるものとし、同順位者が2人以上あるときは、1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（未支給の年金給付及び一時金たる給付）

第59条 年金給付又は一時金たる給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付又は一時金たる給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金給付又は一時金たる給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金給付又は一時金たる給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その年金給付又は一時金たる給付を請求することができる。

3 未支給の年金給付又は一時金たる給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

4 未支給の年金給付又は一時金たる給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（不正利得の徴収）

第60条 偽りその他不正の手段により年金給付又は一時金たる給付を受けた者があるときは、基金は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

第2節 坑内員に関する給付

第1款 年金給付

(坑内員老齢年金)

第61条 坑内員老齢年金は、坑内員又は坑内員であった者が次の各号の一に該当する場合に、その者が死亡するまで、その者に支給する。

(1) 坑内員期間が20年以上（そのうち、5年以上は、基金が成立した日以後の坑内員期間でなければならない。第65条第1項第2号及び第65条の3第1項において同じ。）である者が55歳に達する日の前日までに退職（会員に使用されなくなることをいう。以下同じ。）したとき。

(2) 前号に規定する坑内員期間を満たしている者が55歳に達したとき（会員に使用されている者に限る。）、又は前号に規定する坑内員期間を満たしていない坑内員が55歳に達した後に前号に規定する坑内員期間を満たすに至ったとき。

(3) 第1号に規定する坑内員期間を満たしている者が55歳に達した後に会員に使用されるに至ったとき。

2 前項の坑内員老齢年金の額は、132,000円（月額11,000円）とする。

3 前項の規定にかかわらず、第53条に規定する期間を用いることにより第1項の規定に該当する者に支給する坑内員老齢年金の額は、次に掲げる額とする。

基金が成立した日 以後の坑内員期間	年 金 額
5年以上 10年未満	66,000円（月額 5,500円）
10年以上 15年未満	72,000円（月額 6,000円）
15年以上 20年未満	86,400円（月額 7,200円）

(年金額の改定)

第62条 坑内員老齢年金の受給権者が、その権利を取得した月以後において坑内員の資格を喪失したとき、又は坑内員期間の増加に伴って前条第3項に規定する新たな坑内員期間を満たすに至った場合には、その月から、その年金の額を改定する。

2 前項の規定により坑内員老齡年金の額が改定されたときは、改定後の額による坑内員老齡年金の支給は、改定が行なわれた月の翌月から始めるものとする。

第62条の2 坑内員老齡年金の受給権者が55歳に達した日以後から5年間、第61条第2項又は第3項に掲げる額に254,400円（月額21,200円）を加算する。

2 前項の加算すべき事由又は加算を廃止すべき事由が生じたときは、その月から、その年金の額を改定する。

3 前項の規定により坑内員老齡年金の額が改定されたときは、改定後の額による坑内員老齡年金の支給は、改定が行われた月の翌月から始めるものとする。

第63条 削除
（支給停止）

第64条 坑内員老齡年金は、第61条第1項第1号の規定にかかわらず受給権者が55歳未満であるときは、55歳未満である間、その支給を停止する。

第2款 一時金たる給付

（坑内員死亡一時金）

第65条 坑内員死亡一時金は、次の各号の一に該当する坑内員又は坑内員であつた者が死亡した場合に、その者の遺族に支給する。

- (1) 坑内員老齡年金の受給権を有していること。
- (2) 坑内員期間が20年以上であり、かつ、55歳未満であること（会員に使用されている場合に限る。）。

2 坑内員死亡一時金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項各号の一に該当する者が55歳未満で死亡した場合
第61条第2項又は第3項に規定する年金額に10を乗じて得た額の2分の1に相当する額
- (2) 前項第1号に該当する者が55歳に達した日以後55歳に達した月の末日までの間に死亡した場合（55歳に達した日以後会員に使用された者が死亡した場合を除く。）
第61条第2項又は第3項に規定する年金額に10を乗じて得た額の2分の1に相当する額
- (3) 前項第1号に該当する者が55歳に達した日以後55歳に達した月の

末日までの間に死亡した場合（55歳に達した日以後会員に使用された者が死亡した場合に限る。）

第61条第2項又は第3項に規定する年金額に10を乗じて得た額と第62条の2第1項の規定により加算する額に3を乗じて得た額の合算額の2分の1に相当する額

- (4) 前項第1号に該当する者が55歳未満で退職し、55歳以上60歳未満で死亡した場合（55歳に達した日以後会員に使用された者が死亡した場合及び第2号に該当する場合を除く。）

第61条第2項又は第3項に規定する年金額に10を乗じて得た額からすでに支給された額を控除した額と第62条の2第1項により加算する額に3を乗じて得た額からすでに支給された加算額を控除した額の合算額の2分の1に相当する額

- (5) 前項第1号に該当する者であつて、まだ第62条の2第1項の規定による坑内員老齢年金の支給を受けていない者が、55歳以上60歳未満で死亡した場合（第3号に該当する場合を除く。）

第61条第2項又は第3項に規定する年金額に10を乗じて得た額からすでに支給された額を控除した額の2分の1に相当する額と第62条の2第1項の規定により加算する額にその者が死亡した月の翌月から同項の規定により加算する坑内員老齢年金の支給を受ける期間が満了する日の属する月までの月数を12で除して得た数（その数が3を超えるときは3とする。）を乗じて得た額の2分の1に相当する額の合算額

- (6) 前項第1号に該当する者が55歳以上60歳未満で死亡した場合（第2号から第5号までに該当する者を除く。）

第61条第2項又は第3項に規定する年金額に10を乗じて得た額からすでに支給された額（第62条の2第1項の規定により加算された額を除く。）を控除した額と第62条の2第1項の規定により加算する額にその者が死亡した月の翌月から同項の規定により加算する坑内員老齢年金の支給を受ける期間が満了する日の属する月までの月数を12で除して得た数（その数が3を超えるときは3とする。）を乗じて得た額からすでに支給された額のうち第62条の2第1項により加算された額を控除した額の合算額の2分の1に相当する額

- (7) 前項第1号に該当する者が60歳以上で死亡した場合

イ 坑内員老齢年金の支給を受けていない者

第61条第2項又は第3項に規定する年金額に10を乗じて得た額の2分の1に相当する額

ロ 第62条の2第1項の規定による坑内員老齢年金の支給を受けていない者

第61条第2項又は第3項に規定する年金額に10を乗じて得た額と第62条の2第1項の規定により加算する額に、その者が死亡した月の翌月から同項の規定により加算する坑内員老齢年金の支給を受ける期間が満了する日の属する月までの月数を12で除して得た数（その数が3を超えるときは3とする。）を乗じて得た額の合算額の2分の1に相当する額

ハ 坑内員老齢年金の支給を受けている者

第61条第2項又は第3項に規定する年金額に10を乗じて得た額からすでに支給された額（第62条の2第1項の規定により加算された額を除く。）を控除した額の2分の1に相当する額

ニ 第62条の2第1項の規定により加算する坑内員老齢年金を受けている者

第61条第2項又は第3項に規定する年金額に10を乗じて得た額からすでに支給された額を控除した額と、第62条の2第1項の規定により加算する額に、その者が死亡した月の翌月から同項の規定により加算する坑内員老齢年金の支給を受ける期間が満了する日の属する月までの月数を12で除した数（その数が3を超えるときは3とする。）を乗じて得た額から、すでに支給された額のうち第62条の2第1項の規定により加算された額を控除した額の合算額の2分の1に相当する額

第65条の2 削除

（坑内員脱退一時金）

第65条の3 坑内員脱退一時金は、坑内員期間が3年以上20年未満である坑内員が、閉山又は合理化によりやむをえず退職したときに支給する。

2 坑内員脱退一時金の額は、次に掲げる額とする。

坑内員期間	脱退一時金の額
3年以上 10年未満	150,000円
10年以上 15年未満	381,600円
15年以上 20年未満	763,200円

第65条の4 削除

(坑内員脱退一時金の失権)

第65条の5 坑内員脱退一時金の受給権は、受給権者が新たに会員に使用されるに至ったときは、発生しなかったものとみなす。

(脱退一時金の支給の効果)

第65条の6 坑内員脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となった坑内員であった期間は、坑内員でなかったものとみなす。

第3節 削除

第66条から第70条の3まで 削除

第4節 給付の制限

(給付の制限)

第71条 死亡一時金は、坑内員又は坑内員であった者（以下「坑内員等」という。）を故意に死亡させた者には、支給しない。坑内員等の死亡前に、その者の死亡によって、死亡一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

2 死亡一時金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。

第72条 死亡一時金は、坑内員等が、自己の故意の犯罪行為により死亡したときは、その全部又は一部の支給を行わないことができるものとする。

第8章 福祉施設

(福祉施設)

第72条の2 基金は、法第18条の2の規定により坑内員及び坑内員であった者の福祉を増進するため、必要な施設の設置及び運営を行う。

2 基金は、前項の施設の運営及び管理について委託することができる。

第9章 費用の負担

(掛 金)

第73条 基金は、年金給付及び一時金たる給付に関する事業に要する費用に充てるため、会員から掛金を徴収する。

2 前項の掛金は、会員である間の各月につき、徴収するものとする。

3 会員は、第1項に規定する掛金を負担し、及び納付する義務を負う。

第74条 前条の掛金の額は、当該会員の石炭鉱業事業所ごとの前年（1月から3月までの月分の掛金については、前前年。以下同じ。）中に掘採された石炭の数量（以下「前年中の出炭量」という。）をトンで表わした数にそれぞれ1円を乗じて得た額の合算額を12で除して得た額とする。

（掛金の算定の特例）

第75条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の当該事業場に係る掛金の額は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 石炭鉱業事業所において、前年中の出炭量がないとき

前年中の全国常用労務者1人当たり月間出炭量に、掛金を納付すべき月の前月末日における当該事業場において会員に使用される坑内員の総数（その数がないときは、別に基金が定める数）を乗じて得た数量にさらに12を乗じて得た数量を前年中の出炭量とみなして前条の例により算定した額

(2) 石炭鉱業事業所において、前年の各月のうち石炭を掘採しなかつた月があるとき

前年中に掘採された石炭の数量を、12から石炭を掘採しなかつた月数を減じた数で除して得た数量に12を乗じて得た数量を前年中の出炭量とみなして前条の例により算定した額と、当該石炭鉱業事業所において前年中に出炭量がないものとみなして前号の規定により算定した額とのうち、いずれか多い額

（閉山事業場に係る掛金の算定の特例）

第76条 石炭鉱業事業所が閉山するため石炭の採掘を行なわなくなつたときは、石炭の採掘を行なわなくなつた月の翌月から当該事業場に係る鉱業権の消滅登録の日の属する月までの掛金の額は、第74条の規定にかかわらず、前条第1号の規定の例により算定するものとする。

（掛金の納期限）

第77条 毎月の掛金は、毎月末日までに、納付しなければならない。

（端数処理）

第78条 掛金に1円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

第10章 財務及び会計

（財 務）

第79条 基金の財務及び会計に関する事項は、法令に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(事業年度)

第80条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(余裕金の運用)

第81条 基金の業務上の余裕金の運用は、次の方法により行うものとする。

- (1) 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
 - (2) 信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第3条又は第53条第1項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関（次項第1項において「信託会社等」という。）への金銭信託
 - (3) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
 - (4) 不動産の取得
- 2 前項第3号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。
- (1) 信託会社等への信託
 - (2) 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和23年法律第25号第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法29条4の2第8項に規定する第一種少額電子募集取り扱業者を除く。）をいう。）への預託
- 3 次に掲げる方法による運用については、あらかじめ総会の議決を経なければならない。
- (1) 第1項第2号に掲げる方法のうち、運用方法を特定する金銭信託
 - (2) 第1項第4号に掲げる方法
- (年金資産運用の基本方針)

第81条の2 基金は、年金資産運用について、法第28条、令第16条及び石炭鉱業年金基金法施行規則（昭和42年厚生省令第41号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき運用するとともに、次の各号を記載した「年金資産運用の基本方針」を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

- (1) 運用の目的に関する事項
- (2) 運用目標に関する事項
- (3) 資産構成に関する事項
- (4) 委託運用に関する事項
- (5) 自家運用に関する事項

(6) 運用体制と運用手続きに関する事項

(7) 運用委託機関の評価に関する事項

(再計算)

第82条 基金は、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、規則で定める基準に従つて掛金の額の再計算を行なう。

2 前項の規定にかかわらず、剰余金又は不足金が、厚生労働大臣の定める額をこえた場合は、基金は、直ちに再計算を行なうものとする。

(財務規程及び会計規程)

第83条 この章に定めるもののほか、財務及び会計に関し必要な事項は、総会が別に定める。

第11章 情報開示

(情報開示)

第83条の2 基金は、次の各号に掲げる書類を事務所に備えて置き、5年間、一般の閲覧に供し、かつ、インターネットによりこれらを公表しなければならない。

(1) 定款

(2) 役員名簿

(3) 会員名簿

(4) 業務報告書

(5) 決算書

(6) 決算附属明細書

(7) 監事監査報告書

(8) 事業計画書

(9) 予算書

(10) 年金資産運用の基本方針

第12章 雑 則

(規則の届出)

第84条 基金は、次の各号に掲げる事項に関し規則を定めたときは、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

- (1) 坑内員の権利義務に関する事項
 - (2) 総代に関する事項
 - (3) 役員に関する事項
 - (4) 運営審議会に関する事項
 - (5) 福祉施設に関する事項
 - (6) 基金の職制及び基金の職員その他の従業者に関する事項
 - (7) 基金の財務及び会計に関する事項
 - (8) その他業務の執行に関する事項
- (実施規則)

第85条 この定款に特別の規定があるものを除き、この定款の実施のための手続その他その執行について必要な規則は、理事会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、基金が成立した日から施行する。
(最初の事業年度の特例)
- 2 基金の最初の事業年度は、第80条の規定にかかわらず、基金が成立した日に始まり、昭和43年3月31日に終わる。
(基金の設立に関する経過措置)
- 3 基金が成立した日において、石炭鉱業事業所であつて、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主は、第6条の規定にかかわらず、その成立した日に会員の資格を取得したものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この定款は、昭和47年10月1日から施行する。
- 2 坑内員又は坑外員が、もつぱら労働組合の業務に従事するため休職中であつた期間(厚生年金保険の被保険者であつた期間に限り、第53条の規定に該当しない坑内員又は坑外員については、基金が成立した日以後の期間に限るものとする。)のうち、石炭鉱業事業場において当該労働組合の役員の業務に従事していた期間は、第53条第1項及び第7章第3節の規定の適用に当たつては、坑外員期間とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この定款は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 昭和49年10月1日前に坑内員老齢年金又は坑外員老齢年金の受給権

を有していない者であつて、同日においてこの定款による改正後の規定を適用することにより、第61条の坑内員老齢年金又は第66条の坑外員老齢年金の受給権を有することとなるものについては、その者に、これらの規定に規定する坑内員老齢年金又は坑外員老齢年金を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、認可の日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、認可の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この定款は、厚生大臣の認可を受けた日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

(坑内員老齢年金に係る経過措置)

- 第2条 昭和53年4月1日において退職している坑内員老齢年金の受給者であつて、この定款による改正後の第62条の2の規定が昭和52年4月1日から適用されていたとするならば、昭和53年4月1日において同条第1項の規定により坑内員老齢年金の額が加算されることとなるものについては、昭和53年4月1日から坑内員老齢年金の額に同項の規定による加算を行うものとする。

(坑外員老齢年金に係る経過措置)

- 第3条 昭和53年4月1日においてこの定款による改正前の第66条に規定する坑外員老齢年金の受給権を取得している者又は同年3月31日において50歳以上60歳未満の者であつて同条第1項第1号に規定する坑外員期間又は坑内員期間と坑外員期間とを合算した期間を満たしているもの(会員に使用されている者に限る。)に支給する坑外員老齢年金については、なお従前の例による。

- 第4条 昭和53年4月1日において退職している者であつて、この定款に

よる改正後の第66条の規定が昭和52年4月1日から適用されていたとするならば、昭和53年4月1日において同条の規定により坑外員老齢年金が支給されることとなるものについては、昭和53年4月1日から同条の規定による坑外員老齢年金を支給する。

第5条 附則第3条の規定によりこの定款による改正前の第66条に規定する坑外員老齢年金の受給権を取得している者が、昭和53年4月1日以後この定款による改正後の第66条又は前条の規定によりこの定款による改正後の第66条に規定する坑外員老齢年金の受給権を取得したときは、その者の選択により、その一を支給し、他は支給しない。

(坑外員死亡一時金に係る経過措置)

第6条 昭和53年4月1日においてこの定款による改正前の第70条第1項第1号又は第2号に該当する者が、昭和53年4月1日以後死亡したときに支給する死亡一時金は、なお従前の例による。

第7条 前条の規定によりこの定款による改正前の第70条第1項に規定する坑外員死亡一時金の受給権を取得した者が、同時にこの定款による改正後の同項の規定による死亡一時金の受給権を取得したときは、いずれか高額の一時金を支給し、他は支給しない。

(病院又は診療所における業務に従事する者に係る経過措置)

第8条 昭和53年4月1日以後において石炭鉱業事業所における病院又は診療所(以下単に「病院等」という。)における業務に従事している者に係る基金が成立した日以後の病院等の業務に従事していた期間は、第7章第3節の規定の適用に当つては、坑外員期間とみなす。

第9条 昭和53年4月1日以後において病院等における業務に従事している者であつて基金が成立した日において坑内員、坑外員、第53条第2項各号の一に該当する者又は病院等の業務に従事する者であつたものに係る基金が成立した日以前の病院等の業務に従事していた期間は、第7章第3節の規定の適用に当つては、坑外員期間とみなす。

(掛金に係る経過措置)

第10条 この定款による改正後の第74条に規定する昭和53年4月分及び同年5月分の掛金の額からこの定款による改正前の同条に規定する昭和53年4月分及び同年5月分の掛金の額を控除した額については、第77条の規定にかかわらず、その額の6分の1に相当する額を、それぞれ、昭和53年6月から同年11月までの各月の末日まで納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、厚生大臣の認可を受けた日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

(坑内員の資格喪失に関する経過措置)

第2条 大正10年4月1日以前に生まれた者であつて、昭和61年3月31日において、この定款による改正前の第48条第1項の規定による坑内員であつた者は、この定款による改正後の第48条第2項第4号の規定にかかわらず、坑内員の資格を喪失しないものとする。

2 前項に規定する者は、この定款による改正後の第48条第2項第1号から第3号又は第61条第1項第1号に規定する坑内員老齢年金の支給要件たる期間を満たしたときに坑内員の資格を喪失する。

(従前の給付)

第3条 昭和61年4月1日前に昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金の受給権を取得した者については、なお従前の例による。

(坑外員老齢年金の経過措置)

第4条 坑外員老齢年金の受給権を取得したときに昭和60年法律第34号附則第58条第1項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第8条第1項の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者に支給する坑外員老齢年金の額は、この定款による改正後の第66条第2項の規定にかかわらず、同項ただし書に定める額とする。

第5条 坑外員老齢年金の受給権者が、当該受給権を取得した月以後において昭和60年法律第34号附則第58条第1項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第8条第1項の規定による老齢厚生年金の受給権を有するに至つたときは、その月から、坑外員老齢年金の額をこの定款による改正後の第66条第2項ただし書に定める額に改定する。この場合においては、同条第4項の規定を準用する。

(坑外員死亡一時金の経過措置)

第6条 この定款による改正後の第70条第1項各号のいずれかに該当する者であつて、死亡したときにおいて退職していたとしたならば昭和60年法律第34号附則第58条第1項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第8条第1項の規定による老齢厚生年金の受給権を有することとなるものであるとき支給する坑外員死亡一時金の額は、当該死亡した者が死亡したときにおいて、まだ坑外員老齢年金を受けていない場合においては、この定款による改正後の第70条第2項第1項ただし書に規定す

る額とし、既に坑外員老齢年金の支給を受けている場合においては、同項第2号ただし書に規定する額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、厚生大臣の認可を受けた日から施行し、昭和62年10月1日から適用する。

(坑外員老齢年金の経過措置)

第2条 昭和53年4月1日改正前の定款第66条第2項中「48,000円(月額4,000円)」を「60,000円(月額5,000円)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、厚生大臣の認可を受けた日から施行し、平成4年5月1日から適用する。ただし、第74条の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(坑外員老齢年金の経過措置)

第2条 昭和53年4月1日改正前の定款第66条第2項中「60,000円(月額5,000円)」を「66,000円(月額5,500円)」に改め、同条第3項の表中「30,000円(月額2,500円)」を「33,000円(月額2,750円)」に、「33,000円(月額2,750円)」を「36,000円(月額3,000円)」に、「39,000円(月額3,250円)」を「43,200円(月額3,600円)」に改める。

附 則

(施行期日)

この定款は、厚生大臣の認可を受けた日から施行し、平成6年11月9日から適用する。ただし、第66条第2項、第3項及び第70条第2項の改正規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、厚生大臣の認可を受けた日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

(坑内員老齡年金又は坑内員死亡一時金の経過措置)

第2条 平成11年4月1日前に、この定款による改正前の第62条の2第1項の規定により加算する坑内員老齡年金の受給権者にかかる当該坑内員老齡年金の支給又は当該受給権者にかかる坑内員死亡一時金の支給については、なお従前の例による。

(坑外員老齡年金又は坑外員死亡一時金の経過措置)

第3条 平成11年4月1日前に、この定款による改正前の第66条第1項の規定による坑外員老齡年金の受給権者にかかる当該坑外員老齡年金の支給又は当該受給権者にかかる坑外員死亡一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、平成12年4月30日から施行する。

(坑内員老齡年金又は坑内員死亡一時金の経過措置)

第2条 平成12年4月30日前に、この定款による改正前の第62条の2第1項の規定により加算する坑内員老齡年金の受給権者にかかる当該坑内員老齡年金の支給又は当該受給権者にかかる坑内員死亡一時金の支給については、なお従前の例による。

(坑外員老齡年金又は坑外員死亡一時金の経過措置)

第3条 平成12年4月30日前に、この定款による改正前の第66条第1項の規定による坑外員老齡年金の受給権者にかかる当該坑外員老齡年金の支給又は当該受給権者にかかる坑外員死亡一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成13年11月28日から適用する。ただし、第43条第2項、第81条第1項第1号及び第3号、第82条第2項及び第84条の改正規定は、平成13年1月6日から適用し、第74条の改正規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第81条第1項、第81条第1項第2号及び第81条第2項第1号の改正規定は、平成16年12月30日から適用し、第81条第2項第2号の改正規定は、平成19年9月30日から適用し、第81条第1項第1号の改正規定は、平成19年10月1日から適用する。

(坑外員老齢年金又は坑外員死亡一時金の経過措置)

第2条 平成25年4月1日前に、この定款による改正前の第66条第1項の規定による坑外員老齢年金の受給権者にかかる当該坑外員老齢年金の支給又は当該受給権者にかかる坑外員死亡一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第83条の2の改正規定は、平成26年5月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(坑外員の資格喪失)

第2条 この定款の施行の際現に石炭鉱業事業所が使用する、第1条の規定による改正前の石炭鉱業年金基金定款第47条第2号に規定する坑外員は、施行日にその資格を喪失する。

(坑外員に係る経過措置)

第3条 前条の規定にかかわらず、この定款の施行の際現に坑内員を使用する石炭鉱業事業所が使用する坑外員の資格に係る取扱いについては、なお従前の例による。

2 この定款の施行の日前に坑外員期間を有する者及び前項の規定により坑外員期間を有することとなる者の給付に係る取扱いについては、なお従前の例による。